

2月17日(月)～3月17日(月)は

市・県民税と所得税の申告期間です

市・県民税

申告が必要な方

1月1日現在、狭山市在住で次のいずれかに該当する方 所得税の確定申告の対象とならない営業農業、不動産、地代、家賃など、配当

市・県民税の申告や
所得税の確定申告に必要なもの
認印、筆記用具、計算機、平成14年中に支払った社会保険料、生命保険・損害保険料などの支払金額のわかる領収書や控除証明書、障害者手帳など。
個別に必要なもの▶ 給与・年金・報酬などの所得のある方...源泉徴収票、支払調書など▶ 事業所得のある方...収入、必要経費がわかる書類▶ 医療費控除を受ける方...平成14年分の医療費の領収書などを取りまとめたもの

年金、報酬などの所得がある勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない(パート、アルバイトなども含む) 年の途中に退職し、再就職していない 市内に家屋敷や事務所、事業所があり市外に住所がある

申告書の提出

申告書は2月17日(月)から3月17日(月)の間に申告会場で提出するか、市民税課へ郵送してください。なお、所得税の確定申告をする方は不要です。

受付日	申告会場
2月17日(月)	市役所6階
2月18日(火)	中央公民館
2月19日(水)	市役所6階
2月24日(月)	市役所6階
2月25日(火)	中央公民館
2月26日(水)	市役所6階
3月17日(月)	市役所6階

受付時間はいずれも9時～16時。ただし、11時～13時と土・日曜日を除く

所得税の確定申告

申告が必要な方

① 営業、農業、不動産、地代、家賃など、配当、年金、報酬、譲渡などの所得が所得控除、基礎控除、配偶者控除、扶養控除など(の合計額)を超えている方

② 給与と所得者で次のいずれかに該当している方 給与の年収が2千万円を超えている 2か所以上から給与を受けている 給与と所得以外の所得が20万円を超えている

納税は期限内に！

振替納税をご利用ください

平成14年分の確定申告の納期限は3月17日(月)です。期限内に納付してください。

納付には、手間がかからず、納期限を忘れる心配のない振替納税が大変便利です。ぜひご利用ください。また、すでに利用している方は、預金口座の残高を確認ください。

所得税の還付

給与と所得者で確定申告が必要な方で、次のいずれかに該当する方は、申告することで所得税が還付される場合があります。

対象 融資を受け、住居を取得または増改築した 10万円(合計所得金額が200万円未満の方は、その5%)を超える医療費を支払った 年の途中で退職し、再就職していないなど

私は市・県民税の 申告をする必要が ありますか

平成14年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？

はい

平成15年1月1日現在、狭山市以外の市区町村に住んでいた方は、その市区町村に申告してください

いいえ

サラリーマンの方は、勤務先の給与から、市・県民税が天引きされていますか？サラリーマン以外の方は、「いいえ」に進んでください。

いいえ

税務署に確定申告をしますか？

はい

「扶養者と同居していないが扶養されていた」、「夫が単身赴任で仕送り生活をしていた」などに該当しますか？

はい

いいえ

いいえ

いいえ

会社からの給与のほかに、株式の配当、不動産所得、報酬、年金などを受けていますか？

はい

いいえ

申告書が送られてきましたか？

はい

給与以外の所得が20万円を超えていますか？

はい

いいえ

はい

申告書に住所、氏名を記入、捺印し裏面の所得がなかった方の記載欄に記入して、市役所に提出してください。申告書が届いていない方は、市役所にご連絡ください。

あなたは税務署に確定申告をする必要があります。

あなたは市・県民税の申告を改めてする必要はありません。

あなたは、狭山市に市・県民税の申告をする必要があります。

申告期間中は、会場が込み合います。特に期限間際は混雑しますので、早めに申告を済ませてください。また、郵送による申告も受け付けています。郵送の場合で受付印が必要な方は、申告書の写しと切手を張った返信用封筒を同封してください。申告書は市役所市民税課 公民館 出張所 市民サービスコーナーにあります。なお、申告会場は駐車場に限りがありますので、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

問い合わせ 市・県民税：市民税課 〒350 1380 人間川
1 23 5(入内線) 1092 / 1095 所得税：所沢税務署 〒3
59 8601 所沢市並木1 7。受け付け時間は9時~16時(入
993 9111)